

資料 3 -(2)

地域公共交通確保維持改善事業について

令和 7 年度第 1 回岸和田市地域公共交通協議会

令和 7 年 6 月 1 2 日

➤ 地域公共交通確保維持改善事業について

①地域間幹線系統補助

- ・市町村を跨いで運行する路線について国の補助制度を活用（別途補助要件あり）
- ・補助率は運行経費の1/2
- ・本市の場合、東ヶ丘線と山直線が対象

→補助概要の詳細は3ページ参照

②地域内フィーダー系統補助

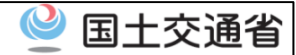
- ・市町村を跨いで運行する幹線バス交通と接続し、赤字となる支線について国の補助制度を活用（別途補助要件あり）
- ・補助率は運行経費の1/2
- ・本市の場合、10月6日より新ルートで運行するローズバスが対象

→補助概要の説明は16ページ参照

①地域間幹線系統補助 補助の概要

地域公共交通確保維持事業

陸上交通：地域間幹線系統補助



地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援。

補助内容

- 補助対象事業者
一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- 補助対象経費
予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額



<補助対象経費算定方法>

予測費用
(事業者のキロ当たり経常費用見込額
× 系統毎の実車走行キロ)

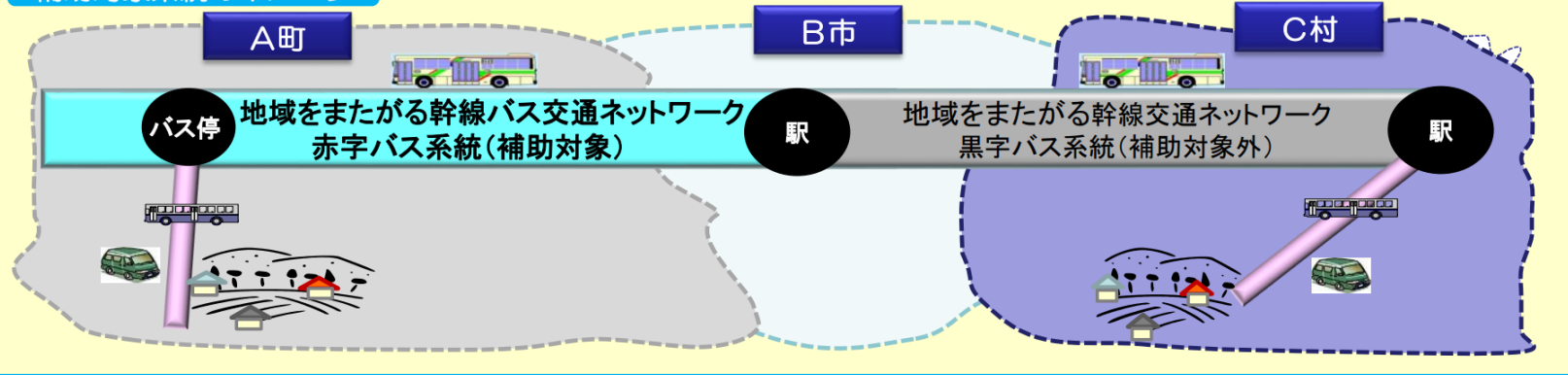
予測収益
(系統毎のキロ当たり経常収益見込額
× 系統毎の実車走行キロ)

- 補助率
1/2

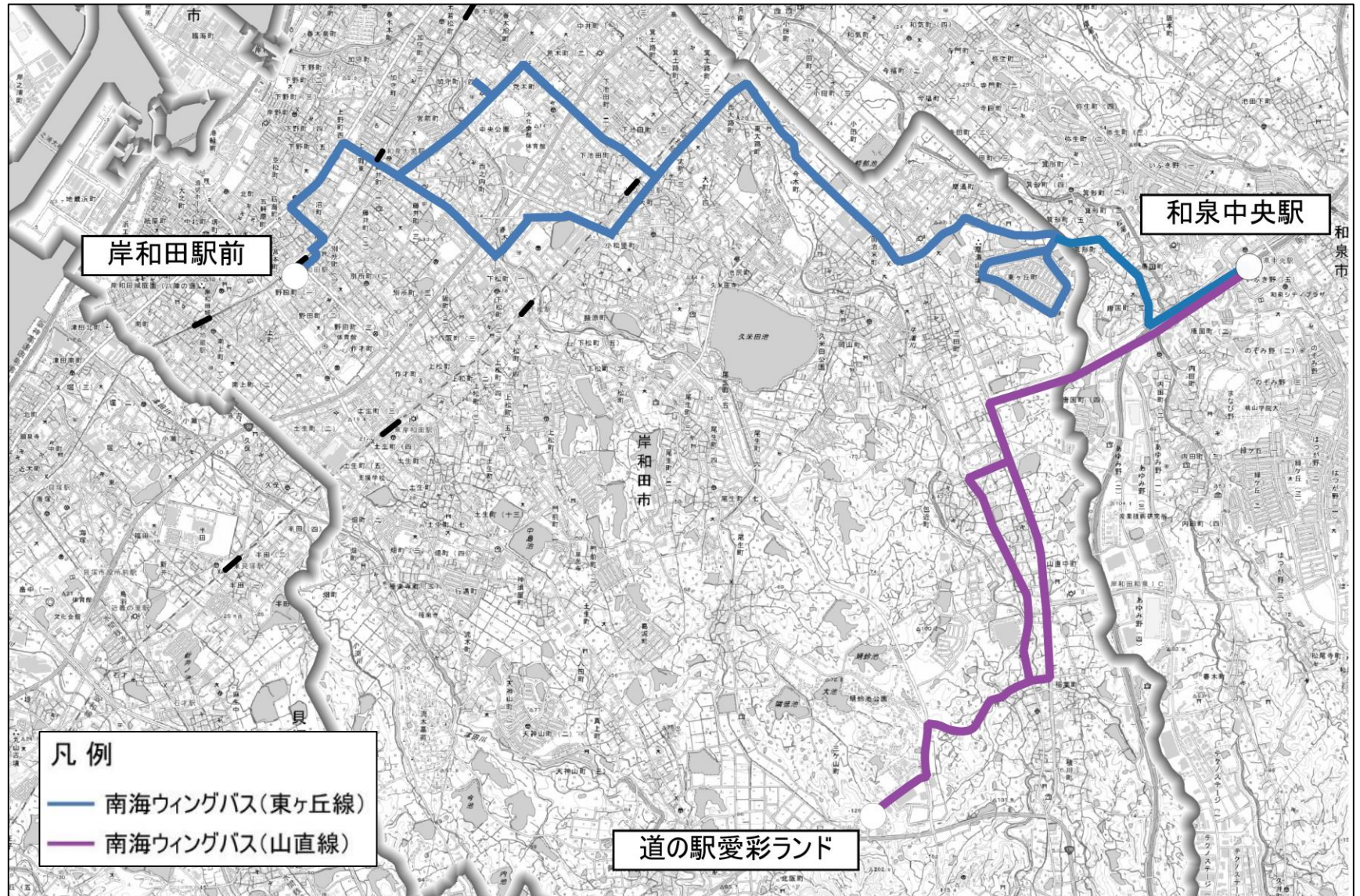
○ 主な補助要件

- ・一般乗合旅客自動車運送事業者による運行であること
- ・複数市町村にまたがる系統であること
(平成13年3月31日時点で判定)
- ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
- ・輸送量が15人～150人/日と見込まれること
※ 1日の運行回数3回(朝、昼、夕)以上であって、1回当たりの輸送量5人以上(乗用車では輸送できず、バス車両が必要と考えられる人数)
- ※ ①復興特会から移行する応急仮設住宅非経由系統のうち、東日本大震災前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統、②熊本地震前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統については、輸送量要件を緩和(一定期間)
- ・経常赤字が見込まれること

補助対象系統のイメージ



①地域間幹線系統補助 運行を確保・維持するバス系統



①地域間幹線系統補助
認定申請書

【案】

様式第 1ー1（日本産業規格 A 列 4 番）

令和 7 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 岸和田市地域公共交通協議会
住 所 岸和田市岸城町 7 番 1 号
代 表 者 氏 名 会 長 岸 勝 志

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

①地域間幹線系統補助
別紙 (1/3)

別 紙 (地域幹線系統)

令和7年6月 日
(名称) 岸和田市地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

近年の人口減少の本格化、高齢者の運転免許の返納の増加、運転手不足の深刻化、コロナ禍を契機としたテレワークや宅配利用等の「新たな生活様式(ニューノーマル)」の定着、公共交通を確保・維持するための公的負担の増加等により、公共交通の維持は容易ではなくなってきた。また、これまで続いてきた「民間の交通事業者が収益を確保できる形で公共交通を担う」という構造が難しくなってきた中で、地方公共団体が中心となり、多様な関係者が連携することで、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することがますます重要となっている。

そうした中、地域と地域を結ぶ地域間幹線系統(東ヶ丘線及び山直線)については、市内地域拠点と市外の拠点を連絡し、通勤通学、買い物といった日常生活に係る移動や観光等に至る多様な目的での移動を支える路線として、国の運行経費補助である地域公共確保維持事業を活用し維持改善を進め、存続させる必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- 輸送人員の増加を図り、収支改善率1%以上の改善を目指す
- ・人口に対する市内全域の地域間幹線系統利用者が占める割合
山直線 0.3% 東ヶ丘線 0.2% (R8)
 - ・バス路線維持に対する補助(収支不足に占める補助割合)
山直線 100% 東ヶ丘線 50% (R8)
- (岸和田市交通まちづくりアクションプラン(地域公共交通計画編) P48)

(2) 事業の効果

地域間幹線系統を確保・維持することにより、住民の日常生活に必要な通勤通学、買い物及び地域外からの観光客に至る移動手段を確保することができる。また、幹線・支線が連携することで、効率的な運行体系が実現でき、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

【主な事業】

- 路線バスのダイヤや改正・利便性向上
- ・さらなる利便性向上に向けたダイヤや改正の実施に向けた検討
 - ・拠点形成等による利用者ニーズの変化に対応した路線編成等の検討、実施
 - ・多様な移動ニーズに対応するための新たな交通システムの導入によるバス路線の見直し検討、実施

【実施主体】

市、事業者、その他関係機関
(岸和田市交通まちづくりアクションプラン(地域公共交通計画編) P19～22)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び
運送予定者

表1及び別添資料1添付

①地域間幹線系統補助
別紙 (2/3)

別 紙 (地域幹線系統)

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 表2を添付。 地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る路線について、その運行に係る費用総額のうち、山直線については岸和田市から運行事業者への補助金として、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法 ・利用者数や収支等バス事業者への調査から実績値を把握し、評価する。 ・利用者アンケートの実施
7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】 該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】 岸和田市
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】 (1) 取組内容、実施時期等 別添資料2添付 (2) 定量的な効果目標等 輸送人員の増加を図り、収支改善率1%以上の回復を目指す。 今後も引き続き、「岸和田市交通まちづくりアクションプラン（地域公共交通計画編）」に基づき、地域公共交通の維持・確保を図っていく。
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フイーター系統のみ】 該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 (1) 事業の目標 該当なし (2) 事業の効果 該当なし

①地域間幹線系統補助
別紙 (3/3)

別 紙 (地域幹線系統)

13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
協議会名 岸和田市地域公共交通協議会 開催日 令和7年6月12日 主な議題 岸和田市地域公共交通計画について 原案のとおり承認を得る。なお、地域公共交通確保維持改善事業実施要領のとおり、本計画に対する包括的な合意を得たものとして、軽微な変更が生じた場合についての対応についても承認を得る。
19. 利用者等の意見の反映状況
岸和田市地域公共交通協議会の構成員については、住民または利用者の代表として「岸和田市町会連合会」「岸和田女性会議」「岸和田市老人クラブ連合会」「岸和田市身体障害者福祉会」の各種団体の代表者及び一般公募市民が含まれている。 なお、本市の地域公共交通計画にあたる、岸和田市交通まちづくりアクション（地域公共交通編）策定にあたり、広く意見聴取を行い、「誰もが安全に利用できる設備や配慮（バス停のデジタル化など）」や「路線バスを高齢者や障害者が使いやすいものにして欲しい」といった意見を頂いている。 引き続き市内路線バスについてダイや改正等の検討による更なる利便性の向上に取り組んでいく。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）	岸和田市岸城町7番1号
（所 属）	岸和田市まちづくり推進部
	交通まちづくり課
（氏 名）	公文・西村
（電 話）	072-423-9656
（e-mail）	koumachi@city.kishiwada.osaka.jp

①地域間幹線系統補助

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）

令和8年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する国 庫補助額 (千円)	特 例 措 置
岸和田市	南海ウイングバス(株)	(17) 東ヶ丘線	4,933	
	南海ウイングバス(株)	(18) 山直線	1,165	
		(3)		
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計			6,098	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。

2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

①地域間幹線系統補助

表2 地域公共交通確保維持事情に要する費用の総額、負担者及びその負担額

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）						
事業者名		南海ウイングバス株式会社				令和8年度
1. 申請事業者の概要						
補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	915,914 千円	営業外収益	39,780 千円	経常収益(イ)	955,694 千円
	営業費用	851,910 千円	営業外費用	226 千円	経常費用(ロ)	852,136 千円
	営業損益	64,004 千円	営業外損益	39,554 千円	経常損益	103,558 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km 2,361,976				経常収支率	112.15 %
基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	900,274 千円	営業外収益	29,082 千円	経常収益(イ')	929,356 千円
	営業費用	854,496 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ')	854,496 千円
	営業損益	45,778 千円	営業外損益	29,082 千円	経常損益	74,860 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	km 2,402,018				経常収支率	108.76 %
基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	846,549 千円	営業外収益	28,263 千円	経常収益(イ'')	874,812 千円
	営業費用	843,578 千円	営業外費用	4,715 千円	経常費用(ロ'')	848,293 千円
	営業損益	2,971 千円	営業外損益	23,548 千円	経常損益	26,519 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	km 2,390,025				経常収支率	103.13 %
(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)						
補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c			
京阪神	354円93銭	355円74銭	360円77銭			
	円 銭	円 銭	円 銭			
※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。						

①地域間幹線系統補助

表2 地域公共交通確保維持事情に要する費用の総額、負担者及びその負担額

3. 旅客運賃の上限変更認可状況																								
補助ブロック名			認可日			認可を受けた補助対象期間			補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合			改定率												
京阪神			令和5年2月1日			基準期間の前年度			2/3			10.06%												
			令和 年 月 日			基準期間の 年度			／3			%												
			令和 年 月 日			基準期間の 年度			／3			%												
4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合																								
補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行回数 ()	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程		他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率					
				起点	主な経由地	終点				チ	オ					オ÷チ＝ク	リ			ヌ	ル	ル÷チ		
京阪神	17	東ヶ丘線	岸和田駅	荒木町徳洲会	和泉中央駅	365	日	5230 (14.3)	回	3.2	45.7	人	往13.4Km 復13.4Km	(平均) 13.4Km	往0.0Km 復0.0Km	(平均) 0.0Km	0%	往0.0Km 復0.0Km	(平均) 0.0Km	往0.0Km 復0.0Km	(平均) 0.0Km	0%	100%	
		岸和田市	東ヶ丘線	岸和田駅	荒木町徳洲会	和泉中央駅	365	日	5230 (14.3)	回	3.2	45.7	人	往13.4Km 復13.4Km	(平均) 13.4Km	往0.0Km 復0.0Km	(平均) 0.0Km	0%	往0.0Km 復0.0Km	(平均) 0.0Km	往2.1Km 復2.1Km	(平均) 2.1Km	0%	84.328%
		和泉市	東ヶ丘線	岸和田駅	荒木町徳洲会	和泉中央駅	365	日	5230 (14.3)	回	3.2	45.7	人	往13.4Km 復13.4Km	(平均) 13.4Km	往0.0Km 復0.0Km	(平均) 0.0Km	0%	往0.0Km 復0.0Km	(平均) 0.0Km	往11.3Km 復11.3Km	(平均) 11.3Km	0%	15.672%
	18		山直線	道の駅愛彩ランド	山直線	和泉中央駅	365	日	6752.5 (18.4)	回	1.1	20.2	人	往6.5Km 復6.4Km	(平均) 6.4Km	往0.0Km 復0.0Km	(平均) 0.0Km	0%	往0.0Km 復0.0Km	(平均) 0.0Km	往0.0Km 復0.0Km	(平均) 0.0Km	0%	100%
		岸和田市	山直線	道の駅愛彩ランド	山直線	和泉中央駅	365	日	6752.5 (18.4)	回	1.1	20.2	人	往6.5Km 復6.4Km	(平均) 6.4Km	往0.0Km 復0.0Km	(平均) 0.0Km	0%	往0.0Km 復0.0Km	(平均) 0.0Km	往1.5Km 復1.5Km	(平均) 1.5Km	0%	76.563%
		和泉市	山直線	道の駅愛彩ランド	山直線	和泉中央駅	365	日	6752.5 (18.4)	回	1.1	20.2	人	往6.5Km 復6.4Km	(平均) 6.4Km	往0.0Km 復0.0Km	(平均) 0.0Km	0%	往0.0Km 復0.0Km	(平均) 0.0Km	往5.0Km 復4.9Km	(平均) 4.9Km	0%	23.437%
合計		系統											往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km		

①地域間幹線系統補助

表2 地域公共交通確保維持事情に要する費用の総額、負担者及びその負担額

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チ=ラ'	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益														補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ
						補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合				3カ年平均 (d+e+f)/3=ノ'	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間			
						基準期間における実車走行キロ当たり経常収益の運賃改定による増収分 f×コ÷(1+コ)×フ=g	経常収益控除額ケとのいずれか少ない額 h	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用後のキロ当たり経常収益 ノ'-h=ノ''	経常収益 ヤ''		実車走行キロ マ''	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'+マ''=d	経常収益 ヤ'	実車走行キロ マ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'+マ'=e	経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ+マ=f		
京阪神	17		100%	140117.4 . km	50,082,956 円	224円52銭	円 銭	円 銭	円 銭	224円52銭	30,887,895 円	143433.6 . km	215円34銭	31,207,011 円	136948 . km	227円87銭	32,378,576 円	140552.6 . km	230円36銭	31,472,629 円
		岸和田市	84.328%	118208.8 . km	42,217,091 円	224円52銭	円 銭	円 銭	円 銭	224円52銭	28,047,144 円	120954.7 . km	215円34銭	28,316,248 円	115485.5 . km	227円87銭	27,304,206 円	118525.2 . km	230円36銭	26,540,239 円
		和泉市	15.672%	21988.6 . km	7,845,865 円	224円52銭	円 銭	円 銭	円 銭	224円52銭	4,840,751 円	22478.9 . km	215円34銭	4,890,763 円	21462.5 . km	227円87銭	5,074,370 円	22027.4 . km	230円36銭	4,932,390 円
	18		100%	87107.3 . km	31109501 円	120円87銭	円 銭	円 銭	円 銭	120円87銭	円	. km	円 銭	9,186,768 円	78036.6 . km	117円74銭	10,832,458 円	87345.9 . km	124円1銭	10,528,659 円
		岸和田市	76.563%	66892.0 . km	23,818,381 円	120円87銭	円 銭	円 銭	円 銭	120円87銭	円	. km	円 銭	7,035,196 円	59748.7 . km	117円74銭	8,293,655 円	66874.6 . km	124円1銭	8,061,062 円
		和泉市	23.437%	20415.3 . km	7,291,120 円	120円87銭	円 銭	円 銭	円 銭	120円87銭	円	. km	円 銭	2,153,572 円	18289.9 . km	117円74銭	2,538,803 円	20471.3 . km	124円1銭	2,467,597 円
合計				. km	円					円	. km		円	. km		円	. km		円	

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分に於いて低コストの	ソ×ラ'=ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数÷①計画運行回数=ホ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワーヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ=ウ
			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円
京阪神	17		18,590,327 円	22,528,330 円	18,590,327 円	18,590,327 円	18,590,327 円	11,700.205 円	11,700 千円	5,850 千円	18,590,327 円	12,740,327 円
		岸和田市	15,676,852 円	18,997,691 円	15,676,852 円	15,676,852 円	15,676,852 円	9,866,549 円	9,866 千円	4,933 千円	15,676,851 円	10,743,851 円
		和泉市	2,913,475 円	3,530,639 円	2,913,475 円	2,913,475 円	2,913,475 円	1,833,656 円	1,834 千円	917 千円	2,913,475 円	1,996,475 円
	18		20,580,842 円	13,999,275 円	13,999,275 円	13,999,275 円	13,999,275 円	3,043,320 円	3,043 千円	1,521 千円	20,580,842 円	19,059,842 円
		岸和田市	15,757,319 円	10,718,271 円	10,718,271 円	10,718,271 円	10,718,271 円	2,330,059 円	2,330 千円	1,165 千円	15,757,318 円	14,592,318 円
		和泉市	4,823,523 円	3,281,004 円	3,281,004 円	3,281,004 円	3,281,004 円	713,261 円	713 千円	356 千円	4,823,523 円	4,467,523 円
合計			円	円	円	円	円	千円	千円	円	円	

①地域間幹線系統補助

表2 地域公共交通確保維持事情に要する費用の総額、負担者及びその負担額

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合										
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担			「その他の 者」の具体 的概要	
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
京阪神	17		円	%	円	%	円	%	12,740,327	円	100	%	
	岸和田市		円	%	円	%	円	%	10,743,851	円	100	%	
	和泉市		円	%	円	%	円	%	1,996,475	円	100	%	
	18		円	%	19,059,842	円	100	%	円	%	円	%	
	岸和田市		円	%	山直線は岸 和田市が負 担	円	100	%	円	%	円	%	
	和泉市		円	%		円	%	円	%	円	%		
合計			円	%	円	%	円	%	円	%			

①地域間幹線系統補助

表2 地域公共交通確保維持事情に要する費用の総額、負担者及びその負担額

(1) 記載要領 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。 3.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。 4.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。 7.「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。 8.「補助金交付要綱別表2（注）4.の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3／3」、「前年度」の場合は「2／3」、「前々年度」の場合は「1／3」をそれぞれ記載すること。 9.「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位（第3位以下切り捨て）にて記載すること。 10.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。 11.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載すること。 12.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。 13.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。 14.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。 15.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）一補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）一同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ヌ））に係るキロ程を記載すること。 16.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。 17.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。 18.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。 19.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。 20.「補助対象経費」の欄は、（ネ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額に、（ツ'）の金額から左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ツ'）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。 21.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。 また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。 22.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。 23.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。 24.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。 （記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）	
(2) 添付書類 1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。 ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。 2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。 ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。 3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要 4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2（注）4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し	

①地域間幹線系統補助

地域公共交通確保維持事業実施要領2.(1) ④にイに基づく同一とみる運行系統一覧

地域公共交通確保維持改善事業実施要領2.(1) ④イに基づく同一とみる運行系統一覧

申請 番号	事業者名	運行系統名	運行系統			系統 キロ程	運行回数	主系統と異なる区間		協議会が同一の補助対象 系統として取扱う理由
			起点	主な 経由地	終点		平日 土曜 休日	キロ程	主系統に 対する 割合	
17	南海ウイングバス	東ヶ丘線	岸和田駅前	市民病院前	和泉中央駅	12.8km	1 0 0	2.5km	18.6%	この系統は、起終点及び経路の大部分が主系統と共通であり、同じ時刻表に記載されており、同一系統として利用者に認識されている。 このため、主系統と同一の補助対象系統に属するものとして取り扱う必要がある。

①地域間幹線系統補助
生産性向上4事例関係

番号	事業者名	系統名	備考
17	南海ウイングバス(株)	東ヶ丘線	平均輸送密度5人未満
18	南海ウイングバス(株)	山直線	平均輸送密度5人未満
事例1(貨客混載の取組)		適用(可or否)	否
【岸和田市】			
・物流事業者やその利用者からの具体的な要望はない。			
【南海ウイングバス】			
・効率的な車両運用を行っているため、車両限定的運用、貨物運搬時間を加味すると運用は困難。			
・多客利用時に荷物の積み下ろし作業は、混乱と事故を招く恐れがある。			
・バス運行中、乗務員に荷物のチェックを行わせることは不可能。			
事例2(バス路線の再編)		適用(可or否)	検討
【岸和田市】			
・都市計画道路路泉州山手線の延伸や拠点の形成に合わせて公共交通ネットワークの再編を進め、拠点に形成される交通結節点を中心に地域特性を活かした人・もの・情報が行き交う地域拠点、広域交通拠点の形成を促進し、公共交通による市内外のアクセス改善を図る。			
【南海ウイングバス】			
・岸和田市と交通ネットワークのあり方について連携をしていきたい。			
事例3(路線バスへの混乗化)		適用(可or否)	否
【岸和田市】 【南海ウイングバス】			
・他に路線バスへ混乗できそうな交通手段は見当たらない。			
事例4(地域住民の生活利用と観光利用の混乗)		適用(可or否)	否
【岸和田市】			
・山直線終点停留所「道の駅愛彩ランド」に、シェアサイクルを設置(令和5年3月)。異なる交通モードを組み合わせることで観光利用との相乗効果を図る。			
【南海ウイングバス】			
・バス事業者として協力できることがあれば、岸和田市と連携をしていきたい。			
代替輸送手段への見直さず、バス系統として維持する必要がある理由(15人/日未満 or 平均乗車密度5人未満)			
【岸和田市】			
・当該路線は岸和田市内の地域拠点と市外の拠点を連絡し、通勤、通学、買い物といった日常生活に係る移動や観光等に至る多様な目的での移動を支える路線として生活利用に欠かせない路線となっている。また、通勤・通学利用も多く、代替輸送は困難である。			

①地域間幹線系統補助
生産性取組一覧

生産性向上の①取組内容、②実施主体、③実施時期等（※「年度」：4月～翌年3月）	
1	バスロケーションサービスの導入による利用促進 ①取組内容 ・バスコン、スマートフォン、携帯電話からHPにてバスの運行状況がリアルタイムで確認できるサービスを導入することにより、バス待ち環境の改善を行うことで利用促進を図る。さらに、H29年4月よりバス停やバス車内、HPにてPRを行い、平成29年8月より、各バス停にそのバス停を通過するバスの運行状況がスマートフォン等で確認できるQRコードを設置した。加えて、同サービスを利用できるスマートフォン専用アプリケーションを運用開始。また、平成29年11月より、利用方法が詳細に記載されているパンフレットを作成し、各ターミナル等で配布することにより、利用者への周知を図っている。 ・「道の駅愛彩ランド」にモビリティポートを設置。ポート内ではバスロケーションシステム情報を配信するとともに、周辺の観光情報を発信し、利便性の向上と利用促進を目指す。 ②実施主体 岸和田市、南海ウイングバス ③実施時期 HP：平成29年4月～、QR：平成29年8月下旬～、アプリ：平成29年8月31日～ パンフレット：平成29年11月～、モビリティポート：令和6年3月～
2	バスロケーションシステム導入支援およびPR ①取組内容 H29年度から運用を開始した同バスロケーションシステムについて、市ホームページ等にて利用方法等のPRを実施 ②実施主体 南海ウイングバス ③実施時期 継続中
3	住民への広報・啓発による利用促進 ①取組内容 ・市ホームページにて利用啓発 ・市広報誌「広報きしわだ」にて特集ページを用いて路線バスに係る啓発を行う。（令和4年度） ②実施主体 岸和田市 ③実施時期 HP：継続中、広報誌：令和4年度
4	地域公共交通計画の策定 ①取組内容 地域間幹線系統と他の路線や鉄道等との接続も考慮する等、地域公共交通ネットワークのあり方を検討する。 ②実施主体 岸和田市 ③実施時期 令和5年3月策定（令和7年3月一部改訂）
5	新系統番号の運用開始による識別性向上 ①取組内容 すべての利用者に対して、バス系統番号の案内をわかりやすくするため、国土交通省のガイドラインに基づき、系統番号の変更により、行先経由地等の識別性向上を図る。 ②実施主体 南海ウイングバス ③実施時期 令和2年3月1日～
6	ホームページおよび路線ガイドのリニューアルによる利便性の向上 ①取組内容 南海バスホームページの全面的なリニューアルにより、地図データ上から停留所選択や住所、ランドマークの直接入力から停留所選択が可能となり、多言語ページを追加（英語、韓国語、中国語）。路線ガイドのリニューアルでは、従来は路線図のみのパンフレットで、利用者からはわかりにくい部分もあったため、一般的な地図上に路線図を記載することにより、出発地点や目的地の最寄りのバス停を見つけやすくし、バスの利用へのハードルを低くすること、利便性の向上を図る。 ②実施主体 南海ウイングバス ③実施時期 HP：令和2年3月26日～ 路線ガイド：令和2年4月1日～
7	スマートフォン向け障害者手帳アプリ「ミライオロID」の取り扱い開始 ①取組内容 バス利用時に障害者割引の適用を行なうためには、乗務員に障害者手帳の提示が必要であり、障害者手帳には生年月日や住所等が記載されていることや障害者手帳を提示すること自体に利用者の心的負担があった。そこで、障害者手帳アプリ「ミライオロID」の利用を認め、障害者手帳と同様の取り扱いを認めることで、障害者手帳に替わり、スマートフォンアプリに表示される情報を以って、減額処置を行なう。個人情報公開や障害者手帳自体提示することへの心的負担を軽減し、外出の促進を目指す。 ②実施主体 南海ウイングバス ③実施時期 令和3年4月1日～

①地域間幹線系統補助
生産性取組一覧

8	Googleマップへのリアルタイム遅延情報の表示を開始	①取組内容 バスの遅延情報を確認する際はバスロケーションシステムのアプリから確認する必要があったが、バスロケーションシステムデータを Googleマップと連携させることで、経路検索とともにバスの遅延情報 も確認できるようにする ②実施主体 南海ウイングバス ③実施時期 令和3年7月12日～
9	モバイルチケット「南海バス全線一日フリーパス」の導入	①取組内容 従来の「南海バス全線一日フリーカード」を購入する際には、購入者は営業時間内に南海バス窓口等へ出向く必要があり、利用前に 購入の手間があった。そこで、モバイルチケット「南海バス全線一日 フリーパス」を導入すること、購入者は場所と時間に制限されず好きな時間にスマートフォンアプリ上からバスを購入できるようになり、購入者の手間の省略を行うことで、利便性の向上を図り、利用促進を目指す。 ②実施主体 南海ウイングバス ③実施時期 令和3年7月19日～
10	まちづくりと連動した利用促進策の検討	①取組内容 ・令和4年11月～山直東のまちづくりと連動し、山直東交通広場を整備した。 ・交通広場にて一時駐輪スペースを配置し、パークアンドライドの推進による利用促進を目指す。 ②実施主体 岸和田市 ③実施時期 令和4年11月～
11	スズホ定期券サービスによる利用促進	①取組内容 従来、定期券売窓口にまで出向いて発行しなければならなかった定期券をスズホアプリより購入できるサービスを開始し、決済手段についても現金のみであったところ、クレジットカード決済や電子マネー決済にも対応し、利用促進を図る。 ②実施主体 南海ウイングバス ③実施時期 R5年9月～
12	バス待ち環境の向上	①取組内容 バス停留所周辺の店舗等で休憩スペースなどを提供いただける方を募る「バス待ちスペース」事業を開始。バス待ち環境の向上を図り、利用促進につなげる。 ②実施主体 岸和田市 ③実施時期 令和6年3月～
13	利用促進施策の実施	②実施主体 南海ウイングバス ③実施時期 令和6年9月～11月
14	公共交通情報の充実	①取組内容 ・山直線バス停留所「道の駅愛彩ランド」においてデジタルサイネージを設置し、バスロケーション情報及び観光情報等を放映し、利用促進につなげる。 ・市立岸和田市民病院総合案内窓口へのモニターを設置し、路線バスのバスロケーション情報を放映することで、利用促進につなげる。 ②実施主体 岸和田市 ③実施時期 令和6年3月～
15	バス停留所設置	①取組内容 ・山直線バス停留所「職業能力開発大学校前」と「山直中町」とはバス停留所距離が大きかったため、当該区間内に2箇所の停留所を設置し、利用促進につなげる ・ゆめみヶ丘地区内大型商業施設の開設を受け、福田線バス停留所を1箇所設置し、利用促進につなげる。 ②実施主体 岸和田市 ③実施時期 令和7年1月～

②地域内フィーダー系統補助 補助の概要

地域公共交通確保維持事業

陸上交通：地域内フィーダー系統補助



地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

○ 補助対象事業者

地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

○ 補助対象経費

補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額

※ 令和6年度まではバス事業者も対象



<補助対象経費算定方法>

経常費用

(事業者のキロ当たり経常費用
× 系統毎の実車走行キロの実績)

経常収益

—
(系統毎の運送収入、運送雑収
及び営業外収益の実績)

○ 補助率

1/2

○ 主な補助要件

都道府県または市町村が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、

・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者(※)、自家所有乗用旅客運送者による運行であること

(※) 過去に乗合バス事業等による乗合旅客の運送を行っていた地域であって、乗用タクシー以外の輸送手段が無いと地方運輸局長が認めた地域に限る。

・補助対象地域間幹線バス系統を補完するものであること又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること

・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること

・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること

・乗車人員が2人/1回以上であること

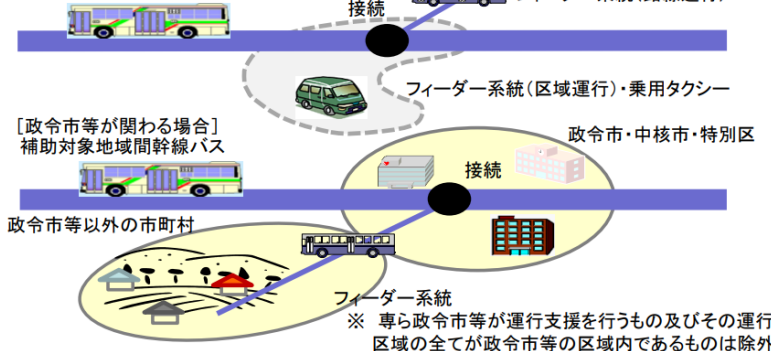
(路線不定期運行、区域運行及び乗用タクシーによる運行を除く。)

・経常赤字であること

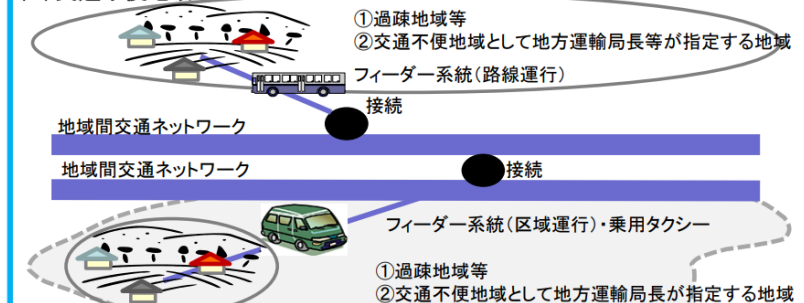
補助対象系統のイメージ

(1) 補助対象地域間幹線バス系統への接続

補助対象地域間幹線バス



(2) 交通不便地域



* 地域間交通ネットワーク: 黒字路線、鉄軌道(JR、大手民鉄等)も含まれるが、地域間幹線バスは、幹線性(複数市町村間、運行頻度)が必要

* 乗用タクシーによる運行は、過去に路線バス等による運行を行っていた地域であって、乗用タクシー以外の輸送手段が無いと地方運輸局長が認めたものであること。

②地域内フイダー系統補助 認定申請書

様式第 1-1 (日本産業規格 A 列 4 番)

令和 7 年 6 月 日

【案】

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 岸和田市地域公共交通協議会
住 所 岸和田市岸城町 7 番 1 号
代 表 者 氏 名 会 長 岸 勝 志

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

②地域内フイーダー系統補助 別紙 (1/4)

別 紙 (フイーダー系統)

令和7年6月 日

(名称) 岸和田市地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

近年の人口減少の本格化、高齢者の運転免許の返納の増加、運転手不足の深刻化、コロナ禍を契機としたテレワークや宅配利用等の「新たな生活様式(ニューノーマル)」の定着、公共交通を確保・維持するための公的負担の増加等により、公共交通の維持は容易ではなくなってきている。また、これまで続いてきた「民間の交通事業者が収益を確保できる形で公共交通を担う」という構造が難しくなっている中で、地方公共団体が中心となり、多様な関係者が連携することで、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することがますます重要となっている。

市内地域拠点と市外の拠点を連絡する地域間幹線系統(東ヶ丘線)に接続する岸和田市コミュニティ線(ローズバス)については、住民の通院・買い物を中心とした生活に不可欠な路線である。

このため、地域公共交通確保維持事業により、岸和田市コミュニティ線(ローズバス)を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

岸和田市コミュニティ線(ローズバス)の利用者数を50,000人以上(令和10年度)とする。

(岸和田市交通まちづくりアクションプラン(地域公共交通計画編)P48)

(2) 事業の効果

岸和田市コミュニティ線(ローズバス)を維持することにより、市内の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

【主な事業】

- ローズバスのダイヤ改正・利便性向上
- 利用者ニーズに応じた両回りルート等再編に向けた検討・実施
- 公共交通情報の充実
- ・ローズバスのバスラッヅ作成及び配布
- ・バスロケーションシステムを活用した位置情報の提供

【実施主体】

市、事業者
(岸和田市交通まちづくりアクションプラン(地域公共交通計画編)P23、P31～33)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者

表1を添付。

②地域内フイダー系統補助
別紙（2/4）

別紙（フイダー系統）

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る岸和田市コミュニティ線（ローズバス）について、その運行に係る費用総額のうち、岸和田市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・毎月運行実績報告において利用者数・稼働状況の集計 ・収支状況及び公共交通の維持に係る公的負担額についての精査
7. 別表1の補助対象事業の基準ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フイダー系統のみ】
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
岸和田市コミュニティ線（ローズバス）の運行については、3台の車両を使用しているが、車両1台については老朽化が進んでおり、今後、持続的、安定的に運行サービスを提供していく上で車両を1台購入する必要がある。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（1）事業の目標
・岸和田市コミュニティ線（ローズバス）の利用者数を50,000人以上（令和10年度）とする。 ・老朽化が進む車両の代替として新たに1台導入し、3台での運行体制を確保する。

②地域内フイーダー系統補助
別紙 (3/4)

別 紙 (フイーダー系統)

(2) 事業の効果	
・岸和田市コミュニティ線（ローズバス）を維持することにより、市内高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。 ・新規車両への更新を行うことにより持続的、安定的に運行サービスの提供に寄与する。	
13	車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
表6を添付。 なお、地域公共交通確保維持事業によって運行を維持する岸和田市コミュニティ線（ローズバス）の車両の取得について、購入費用総額のうち、岸和田市から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。	
14.	老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし	
15.	貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし	
16.	貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
17.	貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
協議会名 岸和田市地域公共交通協議会 開催日 令和7年6月12日 主な議題 岸和田市地域公共交通計画について 原案のとおり承認を得る。なお、地域公共交通確保維持改善事業実施要領のとおり、本計画に対する包括的な合意を得たものとして、軽微な変更が生じた場合についての対応についても承認を得る。	

②地域内フイダー系統補助
別紙（4/4）

別 紙（フイダー系統）

19. 利用者等の意見の反映状況

運行ルートへのアンケート及びヒアリングを実施するとともに、市民アンケートを実施し広く市民の意見を聴取した。また、これまでの検討過程について、市ホームページにて順次公表し周知を図っている。

なお、岸和田市地域公共交通協議会の構成員については、住民または利用者の代表として「岸和田市町会連合会」「岸和田女性会議」「岸和田市老人クラブ連合会」「岸和田市身体障害者福祉会」の各種団体の代表者及び一般公募市民が含まれている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 岸和田市岸城町7番1号

（所 属） 岸和田市まちづくり推進部

交通まちづくり課

（氏 名） 公文・西村

（電 話） 072-423-9656

（e-mail） koumachi@city.kishiwada.osaka.jp

②フィーダー系統補助
補助要綱規定事項一覧表

補助要綱規定事項一覧表		
自治体名：大阪府岸和田市		
計画名称：岸和田市交通まちづくりアクションプラン（地域公共交通計画編）		
		地域公共交通計画での記載箇所（頁）
補助要綱第17条第1項に規定する事項	（第 1 号関係） 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割	P 2 2 「地域公共交通確保維持改善事業の活用」
	（第 2 号関係） 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性	P 2 2 「地域公共交通確保維持改善事業の活用」
	（第 3 号関係） 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要	P 2 2 「地域公共交通確保維持改善事業の活用」
	（第 4 号関係） 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法	・ 利用者の数：P 4 8 ・ 収支：P 4 8 ・ 費用に係る国又は地方公共団体の支出の額：P 4 8

②フィーダー系統補助
様式 表1（令和8年度）

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 （申請番号）	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 （別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当 する要件 （別表7・9）	補助対象地域間幹 線系統等と接続の確 保	基準ホで該当 する要件 （別表7のみ）
岸和田市	南海ウイングバス（株）	(1) 岸和田市コミュニティ線	岸和田駅前 →	市役所前	岸和田駅前 ←	21.8km 循環	237	2,366			路線定期運行	①	バス停「岸和田駅前」で 補助対象地域間幹線系 統東ヶ丘線と接続	①
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

②フィーダー系統補助
様式 表1（令和9年度）

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）													R9年度	
R10年度～計画期間最終年度については、R8年度事業から運行内容に変更がないため省略														
市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 （申請番号）	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 （別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当 する要件 （別表7・9）	補助対象地域間幹 線系統等と接続の確 保	基準ホで該当 する要件 （別表7のみ）
岸和田市	南海ウイングバス（株）	(1) 岸和田市コミュニティ線	岸和田駅前	市役所前	岸和田駅前	21.8km 循環	242	2,416			路線定期運行	①	バス停「岸和田駅前」で 補助対象地域間幹線系 統東ヶ丘線と接続	①
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						
(注)														
1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。														
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。														
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。														
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。														
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。														
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。														
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。														
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。														

②フイーターシステム補助
様式 表5

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	岸和田市
(単位:人)	
人口集中地区以外	16,042人
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳		
人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
岸和田市交通まちづくりアクションプラン(地域公共交通計画編)	令和5年3月30日	

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)) (実施要領の2. (1) ⑩))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市区町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。
(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

②フィーダー系統補助
様式 表6

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請 番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
岸和田市	南海ウイングバス(株)	1	(1) 岸和田市コミュニティ線	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	36	R7.12			一括
		2	()								
		3	()								
		4	()								
		5	()								

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。

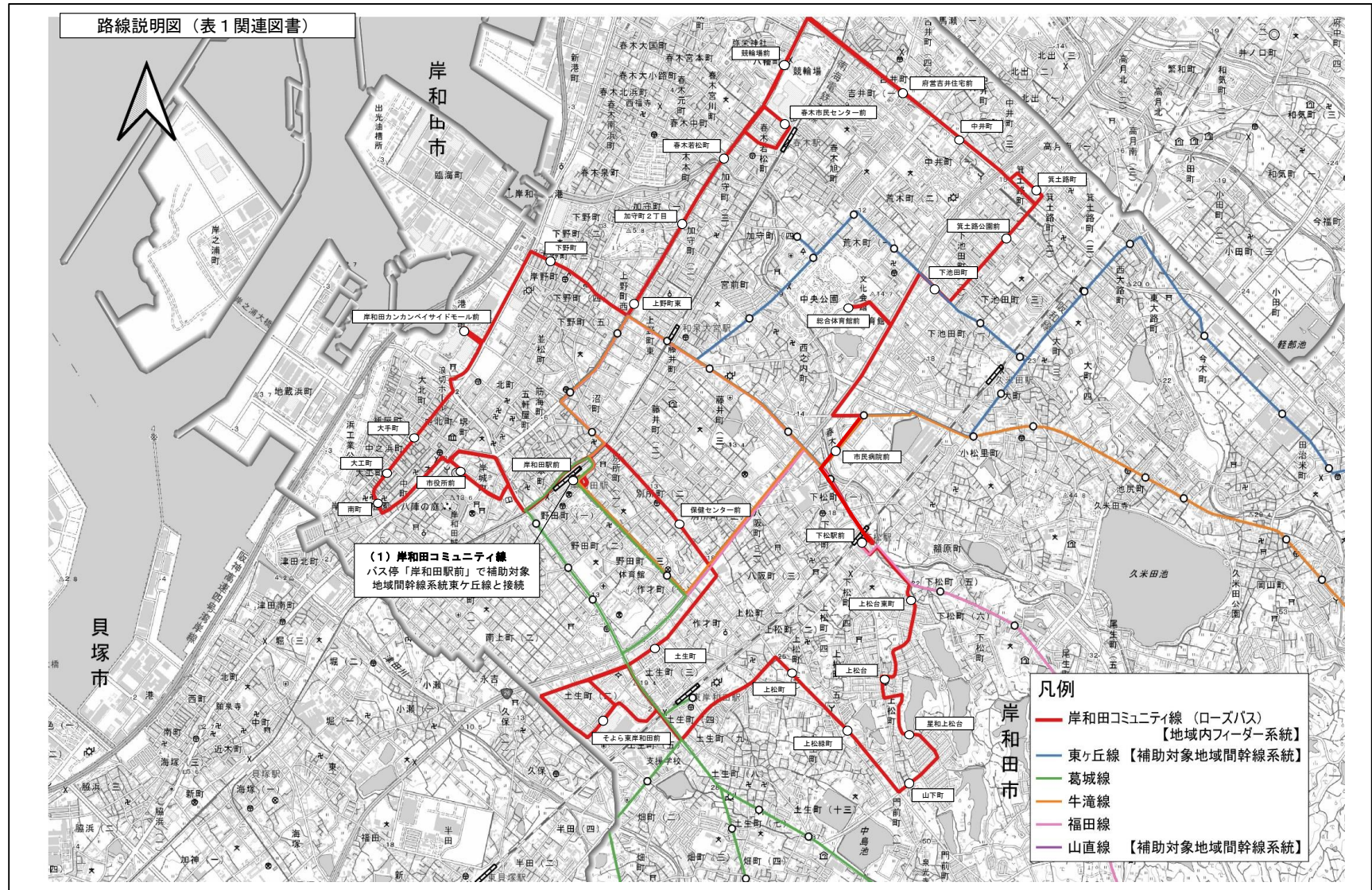
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。

3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

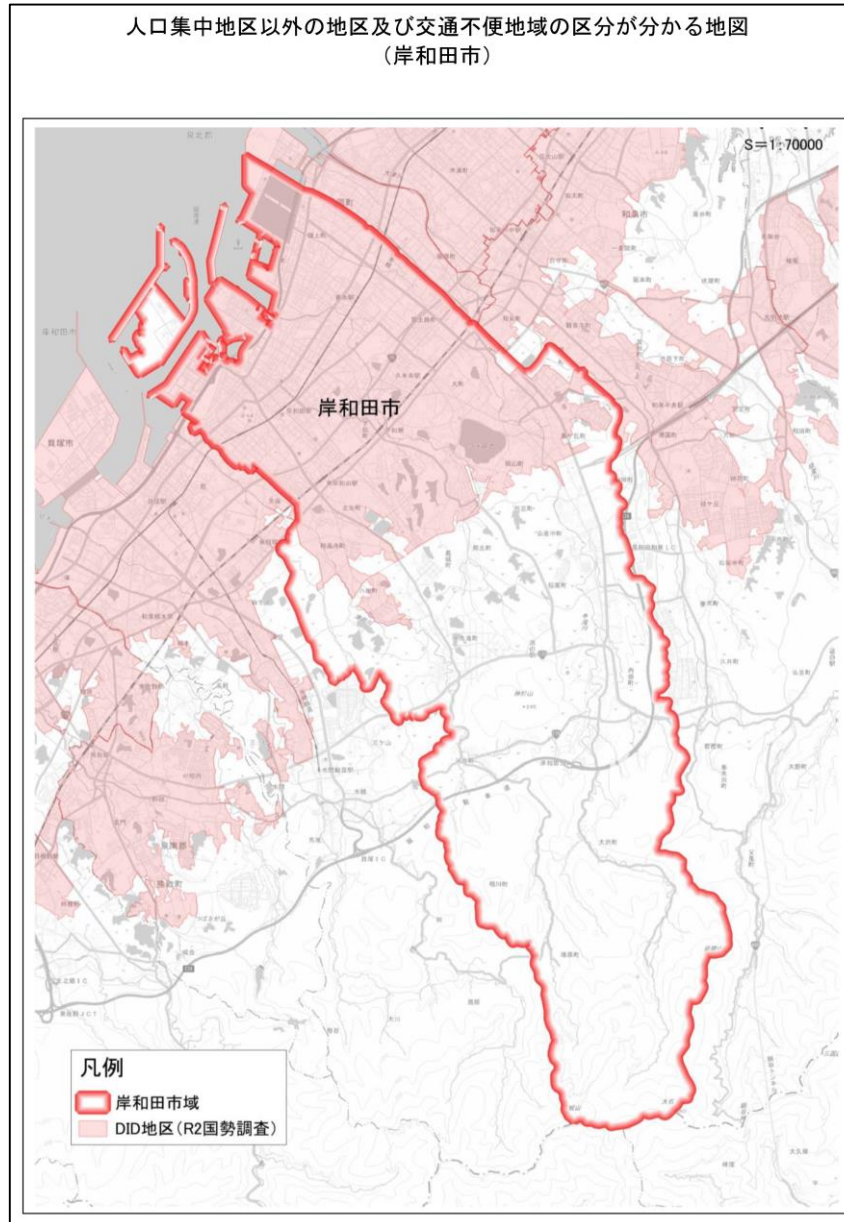
4. 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。

5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

②フィーダー系統補助 ローズバス路線図



②フィーダー系統補助 表5 関連 地域区分図



合計	237日	2366.回
----	------	--------

11月 18日 180回

1月 19日 190回

3月 21日 210.回

5月	18日	180.回
----	-----	-------

7月 22日 220回

25

②フィーダー系統補助 日数・回数カレンダー（令和9年度）

令和9年度事業

自治体名

岸和田市

系統番号

系統名

(1)岸和田市コミュニティ線

合計

242日

2416回

R8年10月							10月	21日	210.回	R9年4月							4月	21日	210.回		
月	火	水	木	金	土	日				月	火	水	木	金	土	日					
			1	2	3	4									1	2					
5	6	7	8	9	10	11				2	3	4	5	6	7	8				9	
12	13	14	15	16	17	18				10	11	12	13	14	15	16				17	18
19	20	21	22	23	24	25				17	18	19	20	21	22	23				24	25
26	27	28	29	30	31					24	25	26	27	28	29	30					
R8年12月							12月	20日	200.回	R9年5月							5月	18日	180.回		
月	火	水	木	金	土	日				月	火	水	木	金	土	日					
	1	2	3	4	5	6							1	2	3	4					
7	8	9	10	11	12	13				3	4	5	6	7	8	9					
14	15	16	17	18	19	20				10	11	12	13	14	15	16				17	18
21	22	23	24	25	26	27				17	18	19	20	21	22	23				24	25
28	29	30	31							24	25	26	27	28	29	30					
R9年2月							2月	18日	180.回	R9年6月							6月	22日	220.回		
月	火	水	木	金	土	日				月	火	水	木	金	土	日					
1	2	3	4	5	6	7					1	2	3	4	5	6					
8	9	10	11	12	13	14				7	8	9	10	11	12	13					
15	16	17	18	19	20	21				14	15	16	17	18	19	20					
22	23	24	25	26	27	28				21	22	23	24	25	26	27					
										28	29	30									
R9年3月							3月	22日	220.回	R9年8月							8月	21日	210.回		
月	火	水	木	金	土	日				月	火	水	木	金	土	日					
1	2	3	4	5	6	7										1					
8	9	10	11	12	13	14				1	2	3	4	5	6	7				8	
15	16	17	18	19	20	21				8	9	10	11	12	13	14				15	
22	23	24	25	26	27	28				15	16	17	18	19	20	21				22	
29	30	31								22	23	24	25	26	27	28				29	
R9年9月							9月	20日	196.回	R9年9月							9月	20日	196.回		
月	火	水	木	金	土	日				月	火	水	木	金	土	日					
			1	2	3	4							1	2	3	4				5	
6	7	8	9	10	11	12				6	7	8	9	10	11	12					
13	14	15	16	17	18	19				13	14	15	16	17	18	19					
20	21	22	23	24	25	26				20	21	22	23	24	25	26					
27	28	29	30							27	28	29	30								

➤ 幹線系統補助・フィーダー系統補助
スケジュール

